

(改正前)	(改正後)
1.1 目的 本要領は、岐阜県林政部、県土整備部及び都市建築部（公共建築課及び住宅課を除く）の各機関が発注する建設工事（ただし、災害復旧工事を除く）の建設現場において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めるものである。 1) 適用の範囲 2) 遠隔臨場に使用する機器構成と仕様 3) 遠隔臨場による段階確認等の実施及び記録と保管 5. 費用算出方法 1 県土整備部・都市建築部 遠隔臨場実施にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、計上する費用については、現場管理費率及び一般管理費率による計算の対象外とする。 機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。 ※ 耐用年数は、下記の国税庁 HP を参照 例) カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト：5 年 ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード：10 年 https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aiiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html 〈費用のイメージ〉 ① 撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料） ② 撮影機器の設置費（移設費） ③ 通信費 ④ その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等） 2 林政部 森林整備保全事業（治山・林道事業）においては、森林整備保全事業設計積算要領等の細部取り扱いによる。	1.1 目的 本要領は、岐阜県農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部（公共建築課及び住宅課を除く）の各機関が発注する建設工事（ただし、災害復旧工事を除く）の建設現場において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するために、以下の事項を定めるものである。 1) 適用の範囲 2) 遠隔臨場に使用する機器構成と仕様 3) 遠隔臨場による段階確認等の実施及び記録と保管 5. 費用算出方法 1 農政部、県土整備部及び都市建築部 遠隔臨場実施にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、計上する費用については、現場管理費率及び一般管理費率による計算の対象外とする。 機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。 ※ 耐用年数は、下記の国税庁 HP を参照 例) カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト：5 年 ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード：10 年 https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aiiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html 〈費用のイメージ〉 ① 撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料） ② 撮影機器の設置費（移設費） ③ 通信費 ④ その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等） 〈留意点〉 ・従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、遠隔臨場に当たっては、従来の費用から追加で必要となる費用※を計上すること。なお、費用の計上は、受注者から見積を徴収し対応すること。 ・費用算出にあたっては、実施に必要な最低限の費用を計上すること ※ 情報共有システム(ASP)の Web 会議機能等に係る利用料は情報共有システムの利用に係る経費(登録料及び利用料)として共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれる。発電機やポータブル電源等、従来の費用と分離して計上することが困難なものは対象外とする。 2 林政部 森林整備保全事業（治山・林道事業）においては、森林整備保全事業設計積算要領等の細部取り扱いによる。

「建設現場における遠隔臨場に関する試行要領」新旧対照表

(改正前)	(改正後)
〈留意点〉 ・従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、遠隔臨場にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用※を計上すること。なお、費用の計上は、受注者から見積を徴収し対応すること。 ・費用算出にあたっては、実施に必要な最低限の費用を計上すること ※ 情報共有システム（ASP）の Web 会議機能等に係る利用料は情報共有システムの利用に係る経費（登録料及び利用料）として共通仮設费率計上分（技術管理費）に含まれる。発電機やポータブル電源等、従来の費用と分離して計上することが困難なものは対象外とする。	〈留意点〉 ・<u>前項の〈留意点〉参照</u> ・従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、遠隔臨場にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用※を計上すること。なお、費用の計上は、受注者から見積を徴収し対応すること。 ・費用算出にあたっては、実施に必要な最低限の費用を計上すること ※ 情報共有システム(ASP)の Web 会議機能等に係る利用料は情報共有システムの利用に係る経費(登録料及び利用料)として共通仮設费率計上分(技術管理費)に含まれる。発電機やポータブル電源等、従来の費用と分離して計上することが困難なものは対象外とする。